

後期高齢者医療制度の
平成 22、23 年度における保険料率について

岩手県後期高齢者医療広域連合

平成 22 年 2 月 2 日

後期高齢者医療制度の平成 22、23 年度における保険料率について

1 保険制度の概要

後期高齢者医療制度は、高齢者と現役世代の負担の明確化を図るため、公費や他医療保険からの支援金のほかに、医療給付費の約 1 割を被保険者の保険料で負担いただくことで運営することとされています。

この保険料は、被保険者の負担能力に応じた応能分の「所得割」と、受益に応じて等しく賦課される応益分の「均等割」からなり、県内均一の保険料として(条例で不均一賦課を定める田野畑村を除きます)、被保険者ごとの前年所得で賦課されています。

保険料を算定するための保険料率である「所得割率」と「均等割額」とは、各広域連合が定めることとされ、高齢者の医療の確保に関する法律第 104 条に基づき 2 年ごとに見直しを行います。

なお、平成 20、21 年度の保険料率は次のとおりです。

所得割率	6.62%
均等割額	35,800 円

2 保険料率の算出方法

保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令等に定める基準により算出します。このとき算定に用いる被保険者見込数、後期高齢者医療に要する費用の見込額及び予定保険料収納率は、岩手県後期高齢者医療広域連合(以下、「岩手県広域連合」と表記します。)が定めます。

3 保険料の算定

保険料は、今後 2 か年度に支出が必要と見込まれる医療給付額(医療費、訪問看護費、療養費など)から、公費(医療給付費を基準として別に交付される国費、県費)と高齢者医療以外の医療保険からの支援金を除いた残りを、平成 22、23 年度中の被保険者が分けて負担する(被保険者数で割ります)ことで得られます。

4 平成 22、23 年度保険料率の試算

平成 22、23 年度保険料は、平成 20、21 年度保険料(現行)の算定と同様に、国(厚生労働省)が提示した数値を用いて算定(試算)しています。

(1) 保険料率の算定に必要な基礎数値の考え方

ア 被保険者見込数

被保険者見込数は、平成 12、17 年度の国勢調査の確定値を基に、コーホート要因法を用いて 75 歳以上人口を推計するとともに、障がい認定者の実績数を加えて算出しています。

年 度	平均被保険者数(人)	
平成 20 年度	186,043	年度中の平均値
平成 21 年度	190,261	4 月から 12 月までの平均値
平成 22 年度	197,748	コーホート要因法による推計値
平成 23 年度	200,526	

イ 医療給付費の見込額

医療給付費の見込額は、厚生労働省高齢者医療課が平成 22 年 1 月 7 日に提示した伸び率などの係数を用いて試算しています。

年 度	医療給付費見込額(百万円)	伸び率(対平成 20 年度)
平成 22 年度	136,549	23.3%
平成 23 年度	143,858	29.9%
合 計	280,408	

表中の金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

ウ 予定保険料収納率

平成 20、21 年度の保険料率の算定に用いた保険料の収納率は 98.45%ですが、国(厚生労働省)の指導により、平成 22、23 年度保険料の試算で用いる予定保険料収納率は 99.00%としています。

(2) 保険料に係る賦課総額の算出

賦課総額は、前記(1)にお示した保険料率算定に必要な基礎数値をもとに、高齢者の医療の確保に関する法律施行令に規定する算出方法により算定しています。

$$\text{賦課総額} = (\text{費用見込額} - \text{収入見込額}) \div \text{予定保険料収納率}$$

注 1 注 2

注 1 「費用見込額」には、医療給付額や保健事業などの費用が含まれます。

2 「収入見込額」には、公費(国費、県費)や他医療保険からの支援金のほか、雑収入が含まれます。

(3) 保険料上昇の抑制対策

高齢者医療の保険料は、医療給付に必要な費用を基準に算定されますため、この費用が増えると、保険料も増えることとなります。

このため、国（厚生労働省）は、1人当たり医療費の伸びや被保険者数の伸びなどから、何も対策を講じないと保険料が全国ベースでおよそ14.2%の増となると想定し、現政権の「被保険者に不安を与えない」方針を受け、保険料上昇の抑制対策を講じるよう要請するとともに、併せて平成21年度剰余金（見込額 注3）の活用などの助言を行いました。

これを踏まえ、岩手県広域連合では、剰余金（見込額）の全額を活用して保険料上昇の抑制を図ることとし、試算では、平成22、23年度の保険料率は、平成20、21年度の保険料率と同様の水準を維持できると見込んでいます。

注3 剰余金 = 収入と支出の差額で翌年度に繰り越すもの

なお、保険料の上昇を抑えるためには、主に剰余金の活用に頼ることから、岩手県広域連合では、請求された医療給付費の適正な審査（医療費適正化対策：損害賠償金（交通事故等に係る医療費 注4）や過誤給付返還金の徴収等を含みます）を行うほか、保険料収納対策実施計画（平成21年10月）を定め、皆で支える保険制度であるのご理解をいただきながら、市町村と協働して保険料収納率の向上対策に努めています。

平成20年度保険料の収納状況は次表のとおりです。

集計時点	調 定 額	収 納 額	不納欠損額	未 納 額	収 納 率
21年5月末	7,341,066千円	7,283,008千円	28千円	58,029千円	99.20%
21年12月末 (滞納繰越分)	7,336,699千円 (56,935千円)	7,309,333千円 (29,598千円)	680千円 (651千円)	26,685千円 (26,685千円)	99.63% (52.58%)

表中の金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

注4 平成21年度の第三者行為（交通事故等）の損害賠償金は、平成21年12月現在、請求額179百万円、収納額99百万円となっています（百万円未満切捨）。

5 所得が少ない方等の保険料軽減対策

所得が少ない方等の保険料を軽減するため、公費を投入して均等割額と所得割額の軽減対策を行っています。この措置は、平成 22 年度も継続される見込みです。

平成 20、21 年度における軽減状況は下表 1、2 のとおりとなっており、軽減額には全額公費が充てられます。

《被保険者均等割額等の軽減状況》

表 1 平成 20 年度の保険料軽減状況

軽減区分		対象者数(人)	1人当たり軽減額(円)	軽減額計(百万円)
均等割額	8.5割軽減	60,906	30,700	1,869
	5割軽減	5,280	17,900	94
	2割軽減	9,522	7,160	68
	被扶養者軽減(注)	37,181	33,969	1,263
所得割額	5割軽減	12,247	所得割額の50%	111

(注) 平成 20 年 9 月まで徴収が凍結され、同年 10 月から「9 割軽減」が始まりました。
(百万円未満切捨)

表 2 平成 21 年度の保険料軽減状況

軽減区分		対象者数(人)	1人当たり軽減額(円)	軽減額計(百万円)
均等割額	9割軽減	37,671	32,220	1,213
	8.5割軽減(注)	27,098	30,430	824
	5割軽減	5,803	17,900	104
	2割軽減	10,494	7,160	75
	被扶養者9割軽減	37,917	32,220	1,221
所得割額	5割軽減	13,436	所得割額の50%	121

(注) 均等割額 8.5 割軽減の 1 人当たり軽減額が、平成 20 年度と平成 21 年度とで異なるのは、平成 20 年度は 10 月から以後の納付が凍結され、軽減された額が 8.5 割相当額でしたが、平成 21 年度では、当初賦課算定時に 8.5 割を減じたことによるもので、端数処理の関係で相違額(270 円)が発生しました。(百万円未満切捨)